

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正		改正案		現行	
別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三関係）	別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三関係）	別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三関係）	別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三関係）	別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三関係）	別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三関係）
(い) (ぬ)	(い) (ぬ)	(い) (ぬ)	(い) (ぬ)	(い) (ぬ)	(い) (ぬ)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(る)	(る)	(る)	(る)	(る)	(る)
上業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物
一 (ぬ)項第三号に掲げるも ニ ホテル又は旅館 三 キヤパレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校（ <u>幼保連携型認定</u> <u>こども園を除く。</u> ） 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場 、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で	一 (ぬ)項第三号に掲げるも ニ ホテル又は旅館 三 キヤパレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校（ <u>総合こども園を</u> <u>除く。</u> ） 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場 、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で	一 (ぬ)項第三号に掲げるも ニ ホテル又は旅館 三 キヤパレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場 、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で	一 (ぬ)項第三号に掲げるも ニ ホテル又は旅館 三 キヤパレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場 、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で	一 (ぬ)項第三号に掲げるも ニ ホテル又は旅館 三 キヤパレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場 、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で	一 (ぬ)項第三号に掲げるも ニ ホテル又は旅館 三 キヤパレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場 、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で

(を) (わ)	
(略)	
(略)	政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

(を) (わ)	
(略)	
(略)	政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

(を) (わ)	
(略)	
(略)	政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>(特例)</p> <p>第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携等認定子ども園であつて地方公共団体の設置するものをいう。）の教職員（学校教育法第七条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十六号）において準用する場合を含む。）に規定する校長及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第二十条において準用する場合を含む。）、第二十七條第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十九條第一項、第九十二条第一項及び第二百一十条第一項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定</p>	<p>(特例)</p> <p>第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）第一条第一項に規定する総合子ども園であつて地方公共団体の設置するものをいう。）の教職員（学校教育法第七条（総合子ども園法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する校長及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十七條第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十九條第一項、第九十二条第一項及び第二百一十条第一項並びに総合子ども園法第九条第二項に規定する事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。ただし、その特例</p>	<p>(特例)</p> <p>第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。）の教職員（同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。</p>

する事務職員をいう。)、単純な勞務に雇用される者その他のその職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。ただし、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、<u>第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、<u>小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを</u>経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>の二 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、<u>第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、<u>小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを</u>経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>の二 <u>総合子ども園法（平成二十四年法律</u></p> <p>第 〇〇 号）に規定する総合子ども園を</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、<u>第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は<u>小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを</u>経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>（新設）</p>

修正後整備法による改正	改 正 案	境 行
<p>（無償貸付）</p> <p>第 二 条 （略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」と</p>	<p>（無償貸付）</p> <p>第 二 条 （略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第一条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。）の用</p>	<p>（無償貸付）</p> <p>第 二 条 （略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用</p>

とらう。」が委託を受けて行うものを除く。)の用

ロ、ハ (略)

(削る)

三 (略)

ホ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の規定による施設型給付費又は特例施設型給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育(児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。)の用

三・四 (略)

五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)において、幼保連携型認定こども園の施設の用に供するとき。

六・七 (略)

3 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第二条 普通財産は、次の各号に掲げる場合に

ロ、ハ (略)

(削る)

二 (略)

ホ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の規定によるこども園給付費又は特別こども園給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育(児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。)の用

三・四 (略)

五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)において、総合こども園の施設の用に供するとき。

六・七 (略)

3 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第二条 普通財産は、次の各号に掲げる場合に

ロ、ハ (略)

二 児童福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る保育の実施の用

六 (略)

(新設)

三・四 (略)

(新設)

五・六 (略)

3 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第二条 普通財産は、次の各号に掲げる場合に

2	<p>(略)</p> <p>おいては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>
2	<p>(略)</p> <p>おいては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>
2	<p>(略)</p> <p>おいては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十一号)第二条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>附則</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）以下この項において「認定子ども園法一部改正法」という。</p> <p>（附則第二条第一項に規定するみなし幼稚園型認定子ども園を設置する者及び認定子ども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第七条</u>に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。）を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者及び総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）の施行の日の前日において私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合子ども園（同法第二条第一項に規定する総合子ども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>

○ 女子教職員の出席に際しての補助教職員の確保に関する法律 (昭和二十年法律第百二十五号)

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)、及び事務職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び総合こども園をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)、及び事務職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)、及び事務職員をいう。</p>

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び幼稚学校の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園</u>）以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育委員会の所管に属する学校その他の</p>	<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）<u>第二条第一項に規定する総合こども園</u>（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育委員会の所管に属する学校その他の</p>	<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校その他の教育機関の用に供する財産</p>

教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に關すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

四 (略)

五 教育委員会の所管に屬する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。

六、九 (略)

十 教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十一、十九 (略)

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次に掲げる教育に關する事務を管理し、及び執行する。

一 (略)

二 幼保連携型認定こども園に關すること。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

(事務の委任等)

教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に關すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

四 (略)

五 教育委員会の所管に屬する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。

六、九 (略)

十 教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十一、十九 (略)

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次に掲げる教育に關する事務を管理し、及び執行する。

一 (略)

二 総合こども園に關すること。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

(事務の委任等)

(以下「教育財産」という。)の管理に關すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

四 (略)

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。

六、九 (略)

十 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十一、十九 (略)

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に關する事務を管理し、及び執行する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

(事務の委任等)

第二十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 五 (略)

六 第二十七条の二及び第二十九条に規定する意見の申出に関する事。

3 (略)

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

第二十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 五 (略)

六 第二十七条の二及び第二十九条に規定する意見の申出に関する事。

3 (略)

(総合こども園に関する意見聴取)

第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務のうち、総合こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(総合こども園に関する意見の陳述)

第二十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 五 (略)

六 第二十九条に規定する意見の申出に関する事。

3 (略)

(新設)

(新設)

第二十七条の二 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に關して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の三 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に關して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(総合こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(総合こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる総合こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

(新設)

(新設)

(都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の六 都道府県知事は、第二十四条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大^{学及び幼保連携型認定こども園}は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(幼保連携型認定こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十二条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知

第二十七条の六 都道府県知事は、第十四条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大^{学及び総合こども園}は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(総合こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十二条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第一号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大^{学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。}ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(新設)

事」と、第四十八條第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九條及び第五十條中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十條の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三條第一項中「第四十八條第一項及び第五十一條」とあるのは「第四十八條第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同條第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前條第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

（職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等）

第五十四條の二 第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八條、第五十三條及び第五十四條第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八條第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八條第四項中「

四十八條第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九條及び第五十條中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十條の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三條第一項中「第四十八條第一項及び第五十一條」とあるのは「第四十八條第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同條第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前條第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

（職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等）

第五十四條の三 第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八條、第五十三條及び第五十四條第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八條第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八條第四項中「

（職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等）

第五十四條の一 第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八條、第五十三條及び前條第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八條第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八條第四項中「都道府

都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。)、並びに第五十五条第九項(同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同

都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。)、並びに第五十五条第九項(同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同

県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。)、並びに第五十五条第九項(同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)におい

条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

て準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>（地方教育行政の組織及び教育に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><u>第二十五條</u> 前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七條の二第一項の規則の制定は、施行日前においても行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（地方教育行政の組織及び教育に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><u>第二十八條</u> 前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七條の二第一項の規則の制定は、施行日前においても行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

○ 公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十一年法律第十七号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する学校及び就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する幼保連携型認定こども園をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>	<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第<u>一</u>号）<u>第二条第一項</u>に規定する総合こども園をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>	<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第四百二十二号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第五条第二項及び第十一条において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会（幼保連携型</p>	<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（第五条第二項及び第十一条において「総合こども園」という。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会（総合こども</p>	<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会に通知しなけ</p>

<p>認定^レども園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長に通知しなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会(幼保連携型認定^レども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長)又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>	<p>園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長に通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会(総合^レども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長)又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>	<p>れにならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>
--	--	---

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校、幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。</p>	<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校、幼稚園、総合こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。</p>	<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。</p>